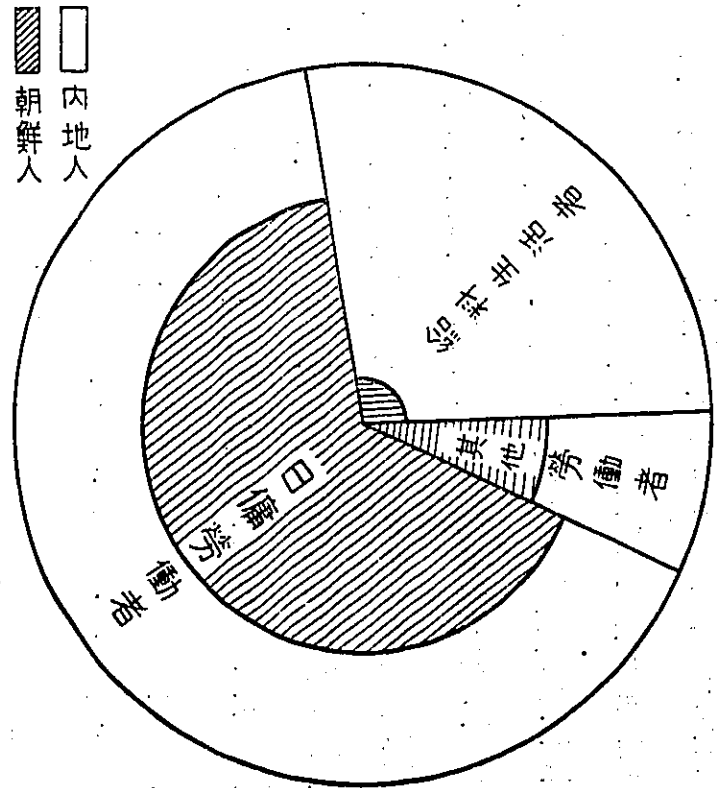


之を表示すれば左の通りである。



失業推定者推定数

東京府失業者推定数

昭和十年七月一日現在

朝鮮人失業者推定数	給料生活者		日傭労働者		其他労働者		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女
3,031	1,144	3,366	3,064	1,306	1,244	3,115	3,130	5,245

同上百分比

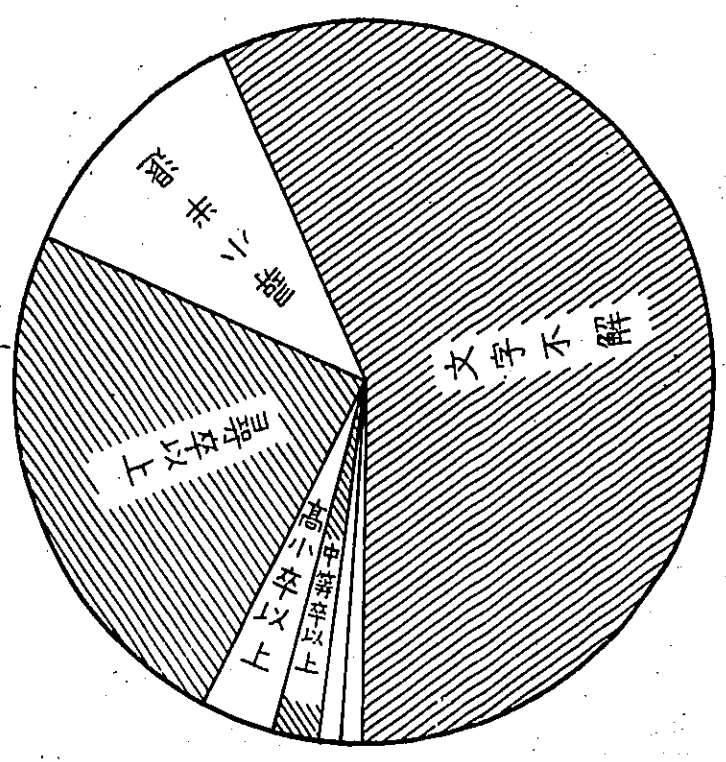
内地人失業者推定数	給料生活者		日傭労働者		其他労働者		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女
16,632	1,766	17,398	17,661	4,163	3,151	4,512	3,566	8,078
内鮮人失業者推定数	16,944	1,760	18,704	18,822	4,377	3,151	4,789	3,716
朝鮮人失業者推定数	1,312	0,936	1,392	1,161	2,038	1,665	3,051	2,400
内地人失業者推定数	15,632	824	17,456	17,661	2,344	1,486	1,738	1,316
内鮮人失業者推定数	17,044	960	18,848	18,822	4,382	3,151	4,827	3,716

1 登録労働者調

昭和四年十月より東京府下に實施された、失業労働者登録制度は、その後數回の改選を経て、現今に至るものであるが、該制度の目標は、失業の輸入を防止し、貧困自由労働者に勞務を平等に配給して、生活の安定を與へる傍ら、勞務の統制を計ることにあつた。之に依り先づ第一に救護の恩恵に預つたのは誰よりもわが在京朝鮮人自由労働者であつた。本登録の保持者が、毎日のやうに勞働にありつくことは勿論不可能な状態ではあるが、求人側皆無の不景氣の風が吹き捲つてゐる眞最中で何と云つても登録を所持せぬ者は、全く糧途を斷れた感があると云つても良いのである。朝鮮人労働者に限つてこの感を更に深くするものである。

しからば其の登録の實際は如何なる状態であるか、之について昭和九年十二月末現在東京市の調査する所に依

ると、交付總數二四、三二六の中朝鮮人は五、五三三即ち、總數の約四分三分に該當する。これについて登録者の  
 一 交付状況、二年齡別、三本籍地、四教育程度、五前職業、六生活態様、七失業期間、八現住地等について見る  
 と左表の通りである。



登録労働者教育程度

一、本籍地調  
 本籍地別  
 合計數

本籍地	登録者数
1 京畿道	112
2 忠清北道	144
3 忠清南道	137
4 全羅北道	232
5 全羅南道	640
6 慶尙北道	1,799
7 慶尙南道	2,133
8 黄海道	45
9 平安北道	30
10 平安南道	55
11 江原道	69
12 咸鏡北道	25
13 咸鏡南道	11
計	5,533

二、年齡別調



寺島	金町	梅島	日暮里	三河島	千住	王子	板橋
計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男
1	1	1	1	2	2	1	1
1	1	1	9	3	0	2	1
6	2	4	5	5	5	6	1
1	8	6	6	5	5	3	3
9	5	5	6	5	5	6	3
8	4	4	5	5	6	3	4
3	4	1	9	3	7	7	3
1	3	2	3	2	5	8	1
1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	3	3	3	6	6	6

瀧野川	目白	西巢鴨	杉並	淀橋	中野	世田ヶ谷	紹介所別	性別	年齢
計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男
1	1	1	1	1	1	2	2	2	2
8	5	6	2	1	1	9	3	3	3
7	7	3	8	0	0	3	9	9	9
3	7	7	8	8	8	3	7	7	7
6	0	0	2	2	5	6	6	6	6
6	6	9	3	5	7	7	4	4	4
2	9	5	5	5	3	7	7	4	4
1	5	2	2	1	1	3	3	1	1
1	3	2	2	1	1	1	1	1	1
101	101	104	103	102	105	105	105	104	104

才二  
迄〇  
自三才  
至三才  
自三才  
至三才  
自三才  
至三才  
自四才  
至四才  
自四才  
至四才  
自五才  
至五才  
自六才  
至六才  
以上













紹介所	北砂町	小松川	吾々川	本郷田	失業期間				
					三日以内	五日以内	一月以内	一月以上	
計	三	一	一	一	三	二	七	一	七
計	三	一	一	一	三	二	七	一	七

八、現住地別調

紹介所	品川	濱園	新宿	小石川	玉姫	東駒形	江東橋	深川	芝浦	麴町	神田	日本橋	京橋	芝	麻布	赤坂	四谷	失業期間					
																		三日以内	五日以内	一月以内	一月以上		
計	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三	一	一	一	一	
計	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三	一	一	一	一

三河島	千住	王子	板橋	瀧野川	白鷺	西巣鴨	杉並	淀橋	中野	世田谷	中目黒	澁谷	羽田	五反田	中延	大井
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

東駒形  
 玉姫川  
 小石川  
 新宿園  
 濱園  
 品川  
 大井川  
 中延  
 五反田  
 羽田  
 澁谷  
 中目黒  
 世田谷  
 中野  
 淀橋  
 杉並  
 西巢鴨

一	九	一六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
一	五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九
二四	六	四	二六	二八〇	二六	二八〇	二六	二八〇	二六	二八〇	二六	二八〇	二六	二八〇	二六	二八〇	二六	二八〇	二六	二八〇
五三	一	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

北砂町  
 小松川  
 吾嬬  
 本島  
 大島  
 寺島  
 金町  
 梅島  
 日暮里  
 紹介所 郡區別

一四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三五	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

計	北砂町	小松川	吾嬭田	本島	大島	寺島	金町	梅島	日暮里	三河島	千住	王子	板橋	瀧野川	目白	紹介所 郡區別
二六	一〇九	八	二〇	一〇五	五五六	八四五	一八四	一	三	一	一	一	一	一	一	牛込
一〇九	八	二〇	一〇五	五五六	八四五	一八四		一	三	一	一	一	一	一	一	小石川
																本郷
																下谷
																淺草
																本所
																深川
																品川

芝浦	深川	江東	東駒形	玉姫川	小石川	新宿	新宿	品川	大井	中延	五反田	羽田	澁谷	中野	紹介所 郡區別
一〇	二	二	二	五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	目黒
一〇	二	二	二	五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	荏原
															大森
															蒲田
															世田谷
															澁谷
															淀橋
															中野

紹介所 郡區別		目黒	荏原	大森	蒲田	世田ヶ谷	澁谷	淀橋	中野
世田ヶ谷	140								
中野	41								
淀橋	15								
杉並	38								
西巢									
目白									
瀧野川									
板橋									
王子									
千住									
三河島									
日暮里									
梅島									
金町									
寺島									
大島									

本	吾	小	北	計
田	嬬	川	砂町	179
				92
				37
				96
				167
				226
				68
				120

紹介所 郡區別		杉並	豊島	瀧野川	荒川	王子	板橋	足立	向島
芝浦	1								
深川	1								
江東	1								
東駒形	1								
玉姫	1								
小石川	19								
新宿	4								
品川	1								
大井	3								

紹介所 郡區別

中延 五反田 羽田 澁谷 中目黒 世田谷 中野 淀橋 杉並 西巢鴨 目白川 瀧野川 板橋 王子 千住 三河島

杉並 豊島 瀧野川 荒川 王子 板橋 足立 向島

日暮里 梅島 金町 寺島 大島 本島 吾嬬 小松川 北砂町

計	四三	二六八	九二	六一八	一五八	四三	一一三	三三六
日暮里	一	一	一	一	一	一	一	一
梅島	一	一	一	一	一	一	一	一
金町	一	一	一	一	一	一	一	一
寺島	一	一	一	一	一	一	一	一
大島	一	一	一	一	一	一	一	一
本島	一	一	一	一	一	一	一	一
吾嬬	一	一	一	一	一	一	一	一
小松川	一	一	一	一	一	一	一	一
北砂町	一	一	一	一	一	一	一	一

紹介所 郡區別

芝浦 深川 江東橋 東駒形 玉姫

城東	九三	七五	四三	二二	一	一	一	一
葛飾	二	四	二	一	一	一	一	一
江戸川	一	一	一	一	一	一	一	一
西多摩	一	一	一	一	一	一	一	一
南多摩	一	一	一	一	一	一	一	一
北多摩	一	一	一	一	一	一	一	一
神奈川	一	一	一	一	一	一	一	一
千葉	一	一	一	一	一	一	一	一

紹介所 郡區別

目	西	杉	淀	中	世	中	澁	羽	五	中	大	品	濱	新	小	紹
白	巢	並	橋	野	田	目	谷	田	反	延	井	川	園	宿	石	介
	鴨				ヶ	黒									川	所
					谷											別

城東 葛飾 江戸川 西多摩 南多摩 北多摩 神奈川 千葉

三三

三九

一

一

北	小	吾	本	大	寺	金	梅	日	三	千	王	板	瀧
砂	松							暮	河				野
町	川	孺	田	島	島	町	島	里	島	住	子	橋	川

四三五	二五	八	一四九													
一五六	一		二五	一	五五				四四							
三三	三			三												

芝 紹介所 郡區別 浦

計 四〇九

淀橋 杉並 西巢 目白 瀧野 板橋 王子 千住 三島 日暮 梅島 金町 寺島 大島 本田 吾嬭 小松川

三五 三九 一六二 一〇五 一〇一 一六 一四七 一八九 二二八 一二六 二二 五五 五二 一五七 二五 九五 二三

深川 江東橋 東駒形 玉姫川 小石川 新宿 濱園 品川 大井 中延 五反田 羽田 澁谷 中目黒 世田谷 中野

六三九 四九四 二六九 四三三 一九三 一八七 三七二 五一 一〇七 九〇 九八 六三 九二 一五一 一四一 一三九



紹介所 郡區別  
北 砂 町  
計

計  
二八  
五、五三三

# IV 生活實狀と生計内容

## 一、はしがき

固有の文化と言語、風俗を有し、民族的生活歴史を有するものが他の民族の生活圏内に於て異つた生活を営むほど不便民つ不利なるものはないであらう。朝鮮人労働者は、その領土的立場より見るならば勿論一個の日本臣民に他ならないが、その生活實相たるや言語、風俗、習慣等々に於て、内地人のそれと相異なる點が多々あるのみか、之が相反する場合さへ屢々あるのである。之に依つて起る凡ゆる不便と、不利は、勿論内地在留朝鮮人が忍従せねばならぬ境遇にある。

之は、言ふまでもなく貧しい者の苦しい忍辱的悲慘事である。この一言に於て在京朝鮮人労働者の目下に於ける生活實相が殆ど云ひ盡されるものであるが、彼等が無産貧民階級であり、更に、最下級に屬する労働者群である關係上、豫想外の悲慘事が各方面に散見されるのである。

現今に於ける朝鮮人労働者を中心とせる社會問題の中、最も重大事象は住宅問題で、その借家難は彼等の生活上に投ずる最大の脅威である。また、之のために、惹起する巷間の軋轢紛争は内鮮融和上に多くの暗影を醸成する原因の一つともなるのである。この外に學齡兒童の就學問題、一般労働者の教化、生活上の諸問題が横臥つて居るが、之を嚴密に分析すると朝鮮人労働者の生活問題は、實に、憂慮すべき諸内容を包含するもので、之が改善、向上のため今後に於ける多くの努力と指導を要するものと思惟されるのである。以下各項についてその生活内容を瞥見することにする。

## 二、住居と住宅

前述の通り朝鮮人労働者にとつて、最も不便を感じ、生活上最大の脅威を受けてゐるのは、住居の問題、就中住宅貸借の問題である。過去に於て、朝鮮人労働者が、住宅使用方法の粗雑や、借家難から源を發した數々の家主の對立的感情及び、家賃の滞納、引越料の要求等々の不祥事が累積して朝鮮人には家を貸さぬ、又貸すな傾向が濃厚となり、之が貸借關係をめぐつて數々の悲喜劇が演じられ、引いて、内鮮人融和問題にまで影響を及ぼすに至つて居る。目下在京朝鮮人は、その數四千を數へるも、自分の家作に住む者は十指に足りぬ状態で、借家若くはバラック掘建小屋に住居してゐる状態である。若し適當な保證人があつて借家契約が成立するにしても特別な取扱の契約事項を作成する等、全く數々の手数を要する。其の爲に惹起する社會問題も多々あることは前述の通りである。本問題こそ朝鮮人労働者を中心とした社會問題中の焦眉の緊要問題で、之が解決は獨り朝鮮人労働者の福祉に限るものでなく、實に一般社會問題の緩和に資する處が大であらう。之に關し、参考のため左の一文及びその特別契約事項を掲げる。

『内地在住の朝鮮人が現今四十萬に達し、東京に其の一割住居して居るが、其大部分が労働者であり、無産者である。また都市の汚點であるスラムの最後の主人公として、其の光榮ある殘壘を守つて居るのは、謂ふまでもなくわが朝鮮同胞で、典型的なスラムを堅持してゐるのは、未だに普請場から拾ひ集めた材木類や石油箱板切れ等を點綴して獨創的藝術美を表現した新築家屋(?)を掘建てゐる。之が相當の集團を成して、從來のスラム

に較べて誠に奇異な感じを興へてゐる。東京で云へば芝浦の月見町、深川の濱園町附近、立川町の多摩川砂利場沿岸がその代表的なものであるが、建築といふよりは、むしろ掘建小舎と云つた方がシツクリ来る。これらの建築が彼等の住居難を間接ながら雄辯に物語るものであるが、都市政策の観点からこれを論じ、また都市の美観から之を考察しても決して等閑視出来ない緊急事である。これは單なる外観からの問題であるが該建築が論議される裏面や、内容を窺へば更に頭痛の種が秘んでゐる。即ち、地所敷地の問題がそれで、東京市邊りの埋立地や、若くは土木材料品置場の空地を無斷拜借して、一夜中にあの傑作を掘建て、仕舞ふ。最初の中は人間も住まないので巡邏の警官も、地主も、その小舎の動靜を伺つてゐる中に、女の人が獨り住むやうになり、後は第三者に譲渡して、他に姿を暗まして仕舞ふやうな仕末で、地主としても、その住居難の慘狀を哀れみ見逃してゐる中に、一間、二間と増築となり、二階が増へる。而して隣り近所に便所同様なものもがぼつ／＼建ち始めたかと思ふ中に、その一角を已に數十戸の集團と化して仕舞つてゐる。之が大東京の新らしくスラムの發生した大體の動機と沿革で、斯の地所問題を中心として、立退き問題その他、對地主の軋轢紛争が斷えない状態である。

斯様な現状で人の地所を無斷拜借に與つてゐるため水道はおろか、電燈さへない。洗濯好きなおかみさん連中が數丁も離れた共同水道へ、洗濯や、飲料水のため往來してゐる態は實に惻隱の情切なるものがないでもない。また電氣も然りで盜電のたくみなものもあるらしく、ある集團では一文も電氣料金を支拂はないにも係はらず夜毎明々と電氣を灯してゐるから大したものであり、見上げた藝當である。電流の通つてゐる送電線より失敬して甲より乙へと送電してゐるから仲のよいものである。たまに電氣屋のおぢさんが警察や法律條文を列べて驚かしても馬耳東風で、平氣なものだ。恐れない者にとつて如何なる威かしが役に立ち、その威かしの役目を果すべき

かは、何りも先立つ電氣會社の研究問題であらう。

この外に住宅にからむ紛争は列べ盡されぬほどであるが、要するに之は朝鮮人に住宅を貸さぬ一般的傾向から斯様な新現象が發生したものである。朝鮮人労働者に住宅を貸さぬ家主の心情たるや、察して解る點も多々あるが、社會事情が一變した今日、朝鮮人だから家を貸さぬといふ一般的決心に對しては心あるものをして、決して良き感情を興へぬばかりか、朝鮮人が内地に在住する限りに於て、絶えることのない決定的永続的な禍根である。この火を見るよりも明かなる事實、朝鮮人労働者に住宅を供給する事業が、東京に於て一考にも附されてないことは、國際的に誇る大東京社會事業に一大汚點を残す點でなくて何ぞや？日頃叫ばれる朝鮮人住宅問題の重要性は、こゝに存在するのではなからうか？都市政策を論じ、住宅問題を論究する者の等しく一考を要する問題である。

この住居問題の安定を俟つて、始めて徐ろに朝鮮人教化問題に取着く方が賢明でありまた決して遅くないことでもある。』

『社會福利』（昭和十年九月號所載「住宅問題と朝鮮人」金照明）

### 特別契約事項

一、家屋賃貸中南京虫ヲ發生セシメタルトキハ隨時驅除スベシ、然シテ本家屋明渡後一ヶ月以内ニ當事者立合調査ノ結果南京虫ノ發生ヲ認メタルトキハ其ノ損害ヲ負擔スベシ。  
然シテ認メザルトキハ家屋ノ損害金を返還ス。

サレド尙六ヶ月以内ハ賃借人ハ賃貸人ガ本家屋ヲ空家トナシオク限り南京虫ノ發生ヲ認メタルトキハ其ノ損害ヲ負擔スベシ。

- 一、敷金金壹百圓也 家屋ノ損害金トシテ金壹百圓也ヲ賃貸人ハ受領スルコト。
- 一、本契約は五ヶ年トス、五ヶ年以後ハ家屋ノ損害金ハ返還ス。
- 一、本契約後一ヶ月以内ニテ轉居スルトキハ二ヶ月分ノ賃料ヲ支拂フベシ。
- 一、賃借人ノ滞納シタル瓦斯料水道料電氣料ハ保證人ハ連帶シテ負擔スベシ。 以上

次に、本調査の示す處に依ると、借家に住む者が、一、七二七、自家及無家賃に住む者が二〇六である。この自家及無家賃は、云ふまでもなく自製のバラツクか、搦建小屋に住む者で、其の家屋様式及構造は勿論家屋として取扱ふべき範圍に屬しないものである。而してその戸建別に依つて見ると、二戸建が最高位で二七%九八、一戸建が二三%二七であるが、此の一戸建の家屋が總じて、自製のもの及び廢家同様なものが多いのである。之を表示せば左の通りである。

家屋様式及借家自家調

(表の二〇) (世帯持)

家屋様式	借家	自家及無家賃	計	百分比
一 戸 建	三八一	六九	四五〇	二三・二七%
二 戸 建	五二二	二九	五四一	二七・九八
三 戸 建	二五二	一九	二七一	一四・〇二

戸 建	計	百分比(%)
四 戸 建	三〇三	二五
五 戸 建	九六	一一
六 戸 建	一二四	二二
七 戸 建	一七	三
八 戸 建	一五	七
九 戸 建	四	一
十 戸 建	四	九
十五 戸 建	四	一
不 明	一五	一二
合 計	一、七二七	二〇六
百分比(%)	八九・三四	一〇・六六

尙之を各戸の室数について観れば、一室のみのものが絶對多數を占め、全體の五二・三〇%であり、次位が二室のものが三三・四七%であり、三室以上のものは實に寥々たるものである。甚しきは九人世帯、八人世帯にて一室のみのものもあり、十一人世帯にて二室のものもあつて、内地人細民階級と同様狹隘なる室に多人數起居を共にしてゐる譯である。

室數及人員調

(表の二一) (世帯持)

室數別	一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	六人世帯	七人世帯	八人世帯	九人世帯	十人世帯	十一人世帯	計	百分比
一室	1	33	29	23	16	11	7	5	4	3	2	101	33.0%
二室	1	34	32	24	18	12	8	6	5	4	3	107	33.8%
三室	1	7	13	14	14	10	7	5	4	3	2	58	18.1%
四室	1	5	8	13	13	8	5	4	3	2	1	52	16.1%
五室	1	1	1	2	3	2	1	1	1	1	1	11	3.4%
六室	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11	3.4%
七室	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11	3.4%
八室	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11	3.4%
合計	3	136	147	116	84	53	34	24	18	13	9	397	100.0%

全總室數 三三三室

全人員 七、九七人

一人當り人員 二、二五人

右を更に、疊數別に就いて見ると、六疊以下四疊半迄のものが總數の三六・〇一%を占め最高位であり、八疊以下のものが一七・八五%の次位で一世帯當り平均疊數は七・五五疊、一人當り平均疊數は一・八四疊である。

### 疊數及人員調 (表の二二)

疊數別	世帯數	人員	總疊數	百分比
二疊以下	一九八	六一七	五七六・五	一〇・二五
四疊	八八	三〇四	三四九	四・五五
六疊	六九六	二、七二九	三、七三二・五	三六・〇一
八疊	三四五	一、五〇一	二、六一三・五	一七・八五

一〇疊	二二二	一、〇二七	二、二二〇	二二・〇〇
一二疊	一四〇	六一七	一、五七四	七・二四
一五疊	一二八	六一八	一、七六四・五	六・六二
二〇疊	八〇	三八九	一、三七三	四・一四
二〇疊半	二〇	一一〇	四九二	一・〇三
不明	六	二三		〇・三一
合計	一、九三三	七、九三五	一四、五九五・〇	一〇〇・〇〇

一世帯當り平均人員 四・一〇人  
 一世帯當り平均疊數 七・五五疊  
 一人當り平均疊數 一・八四疊

獨身者の住居關係に就いて見ると、借家同居のものと、借間同居のものが事業上に多數であるにも係らず、宿泊所及部屋住居が比較的高率を占めてゐるのは、本調査の施行方法が同方面を主とした關係からである。

### 獨身者住居狀況 (表の二三)

住居別	人員	百分比
借家	四	〇・二二
獨居	三三六	二八・四六